平成２３年（フ）第３９１号
川崎市宮前区宮崎３丁目２番地７
債務者　池田　　恵
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１１号
川崎市高津区蟹ケ谷248番地１　ヒューマンスクエア日吉ヒラソーレ601
債務者　中村美佐子（旧姓島）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
川崎市高津区下作延１丁目２番12―102号　和田文マンション
債務者　五味川安澄
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越309番地
債務者　宮本　彰仁
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷694番地１　第二メゾン武蔵野403号
債務者　井料　紀子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４３号
愛知県豊橋市東田町字東前山17番地の４
債務者　藤田恵利子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６８号
愛知県豊橋市駅前大通１丁目114番地　421
債務者　小柳津美喜
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６９号
愛知県豊橋市下地町字北村83番地　302
債務者　白井　静子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１７０号
愛知県田原市加治町奥恩中63番地３
債務者　吉田　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１７２号
愛知県蒲郡市形原町春日浦５番地２　県営春日浦住宅２棟501号
債務者　竹下　文子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１８５号
愛知県豊川市美園２丁目８番地18、従前の住所愛知県宝飯郡一宮町大字一宮字大池121番地２
債務者　平尾　基博
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１９９号
愛知県豊橋市西橋良町33番地の１
債務者　安藤　貴子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１７８号
長崎県佐世保市花高１丁目５番２―503号
債務者　末永　玲子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
長崎県佐世保市皆瀬町６番地４
債務者　中尾　憲子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
川崎市多摩区枡形５丁目26番１―303号
債務者　渡部　広子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係